

○北海道警察職員の配偶者同行休業に関する訓令

北海道警察本部訓令第17号

平成26年7月15日

改正 平成29年4月7日警察本部訓令第17号、令和3年3月25日警察本部訓令第13号

北海道警察職員の配偶者同行休業に関する訓令を次のように定める。

北海道警察職員の配偶者同行休業に関する訓令

(趣旨)

第1条 職員の配偶者同行休業については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第2条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)の承認の申請をしようとする職員は、配偶者同行休業承認申請書(別記第1号様式)を所属長を経由して北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)に提出しなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業をしている職員の職務復帰)

第4条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたときは、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(届出)

第5条 北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年北海道条例第83号)第8条第1項の規定による届出は、配偶者同行休業状況届出書(別記第2号様式)を所属長を経由して警察本部長に提出してしなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成26年7月15日から施行する。

2 北海道警察の事務の専決に関する訓令(昭和43年北海道警察本部訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1警務部長の項中「及び自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に改める。

附 則(平成29年北海道警察本部訓令第17号)

1 この訓令は、平成29年4月7日から施行する。

2 この訓令施行の際現に存するこの訓令による改正前の北海道警察職員の配偶者同行休業に関する訓令別記第1号様式の用紙は、この訓令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則(令和3年警察本部訓令第13号)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道警察職員の育児休業等に関する訓令、第2条の規定による改正前の北海道警察職員の修学部分休業に関する訓令、第3条の規定による改正前の北海道警察職員の高齢者部分休業に関する訓令、第4条の規定による改正前の北海道警察職員の自己啓発等休業に関する訓令及び第5条の規定による改正前の北海道警察職員の配偶者同行休業に関する訓令の規定に基づき作成された様式用紙は、この訓令の施行後も、なお当分の間これを使用することができる。

※ 別記様式省略